

事務所通信

2012年8月号 No.86



(青海 マイコミ平)

CONTENTS

- | | | | |
|--------------------------|----|------------------|----|
| ● 所長コメント
…商売は負けてはならない | P1 | ● 全国の〇〇大会人気ランキング | P4 |
| ● 更正の請求 | P2 | ● 税務Q & A | P5 |
| ● 年金の受給開始年齢 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

商売は負けてはならない。

ロンドンではオリンピックが行われていますが、昨夜見たフェンシングの団体戦は良かったです。対戦相手はドイツでしたが、1点負けていてあと2秒しかないのに、同点に追いつき延長でとうとう逆転勝ちでした。オリンピックはスポーツですから勝つことが目的ですが、商売でも同じです。世の中は大不況と言われ、値下げ競争が行われています。「値下げをしないでお客をがっちりつかむ技術」という本を買ってみましたが、世のコンサルタントと呼ばれる人たちは、値下げは消耗戦になり企業の体力を弱めるから、独自の商品、サービスを開発すべきであると言っています。それもひとつの見方ですが、ライバルが値下げをして自社の得意先に営業をかけてきたとき、数字のことがよくわからない経営者が「そんな価格ではできない。赤字受注はすべきではない」と断ったらどうなるでしょうか。結論はもっと赤字になります。競争相手にお客様を取られたら取り返すのに多くの労力を要します。たとえ一時的に利益が減ったり赤字が増えてもお客様が入れば、仕入れコストや経費の削減、新規の営業活動をする時間が与えられます。値下げの要求の厳しい取引先には、代わりの良い取引先が見つかったらその時点で断れば良いのです。それまでは固定費を賄ってくれる大事なお客様です。お客さまをライバルから守るコツは、ライバルが来たら教えてくださいと日頃から言うことです。

一般の中小企業の経営者が勘違いをしているのは、価格を決める場合のコストと競争になった場合のコストの違いです。競争になった場合のコストは粗利益（売上高－変動費）が稼げるかどうかです。どこの利益で経営を見るかがポイントです。競争の時でも経常利益で数字を見ていると経営判断を誤ります。商売は負けてはなりません。ライバルよりお客様を守り、ライバルよりお客様を奪うしかありません。

財務体質の差も競争には大きく影響します。支払手形なし、借入金なしで多くのお金を持っている会社と借金体質の会社とでは価格戦略も違ってきます。借金がないと利益ゼロでも減価償却分は現金が残りますから、価格を安くしても良くなります。

中小企業は自己資本比率を50%を目標にしましょう。支払手形なしで借入金を少なくするために貸借対照表のお金の運用に注目し、財務体質を改善すべきです。P/L 中心の計画は財務のムダ、ムリを生じさせます。B/S 中心の改善をしながら利益計画を立てるべきです。最後に商売に負けないコツは労働時間です。経営者の労働時間が長い会社は競争に勝ちます。経営者の熱意のバロメーターが労働時間です。労働時間のランチェスター法則というのがありますが、うちの従業員に聞いて下さい。中小企業はつぶれないことが大事です。そのために利益の出し方、財務体質、経営者の姿勢、この3つが良くないと会社はつぶれます。



更正の請求

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続により訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成23年度税制改正で、次のような改正が行われました。

更正の請求期間の延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年に延長されました。

なお、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求の請求期限は従来どおり法定申告期限から1年となります。

更正の請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求（又は修正申告書）の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

また、控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求（又は修正申告書）の提出により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

この措置の適用は次のとおりとなっており、それより前の年分等には適用されません。

（所得税関係）平成23年12月2日の属する年分以後の所得税

（法人税関係）平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税

（資産税関係）平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税

「事実を証明する書類」の添付義務の明確化

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

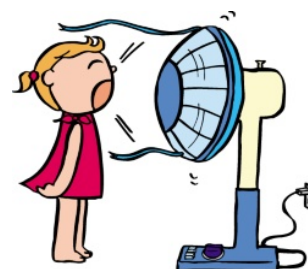
偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設

内容虚偽の記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

増額更正ができる期間の延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、増額更正をすることができる期間が、改正前は3年のものについて5年に延長されました。



< 堀 田 >

年金の受給開始年齢

～ 年金はいつからもらえる？ 受給開始年齢について ～

何歳からいくら受給できるかを知ることは老齢の生活設計を考えるうえで非常に重要です。すでに受給できる年齢に達しているにもかかわらず、裁定請求の手続きをしていない方が非常に多いのも現実です。

まず、**国民年金のみの方の受給開始年齢は65歳です**。（今までに厚生年金や共済組合に加入した経験のない方、加入期間が1年未満の方）

サラリーマンやOLが加入する**厚生年金に1年以上加入した経験のある方は60歳から**受給できます。これを「**特別支給の老齢厚生年金**」といいます。

この特別支給の老齢厚生年金も2階建ての仕組みになっていて、老齢基礎年金にあたる**定額部分**と老齢厚生年金にあたる**報酬比例部分**に分けられます。そして以下の図のように、受給開始が生年月日により段階的に引き上げられる仕組みになっています。

		生年月日		男性 昭和20年4月2日 ～ 昭和22年4月1日 女性 昭和25年4月2日 ～ 昭和27年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
定額部分は 63歳から	報酬比例部分				定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和22年4月2日 ～ 昭和24年4月1日 女性 昭和27年4月2日 ～ 昭和29年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
定額部分は 64歳から	報酬比例部分				定額部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和24年4月2日 ～ 昭和28年4月1日 女性 昭和29年4月2日 ～ 昭和33年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
報酬比例のみ 60歳から	報酬比例部分				定額部分なし	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和28年4月2日 ～ 昭和30年4月1日 女性 昭和33年4月2日 ～ 昭和35年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
報酬比例のみ 61歳から	報酬比例部分				定額部分なし	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和30年4月2日 ～ 昭和32年4月1日 女性 昭和35年4月2日 ～ 昭和37年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
報酬比例のみ 62歳から	報酬比例部分				定額部分なし	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日 女性 昭和37年4月2日 ～ 昭和39年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
報酬比例のみ 63歳から	報酬比例部分				定額部分なし	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日 女性 昭和39年4月2日 ～ 昭和41年4月1日		
年齢	60	61	62	63	64	65
報酬比例のみ 64歳から	定額部分なし				報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

		生年月日		男性 昭和36年4月2日 ～ 女性 昭和41年4月2日 ～		
年齢	60	61	62	63	64	65
年金の支給は 65歳から	報酬比例部分なし 定額部分なし					老齢厚生年金 老齢基礎年金

< 伊 藤 >

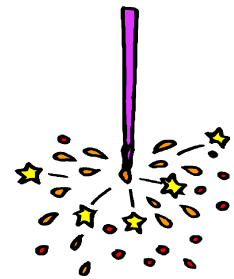
全国〇〇大会人気ランキング

1位／隅田川(東京) 2位／立川昭和記念公園(東京) 3位／全国選抜長良川中日(岐阜)

一瞬、「何の順位?」、競艇?競輪?、と思った方もいるかもしれませんが、夏物語「全国花火大会人気ランキング」です。

全国津々浦々、どこに行っても花火大会があるのは日本くらいではないでしょうか。原料となる硝石が発見されたのが紀元前3世紀頃で、16世紀頃ヨーロッパの貴族が城内でライトアップを兼ねて上げたのが最初ですが、日本のように球体で円形ではなく筒型で柳のような花火だったようです。

日本では、江戸時代の「た〜まや〜」でお馴染みの花火屋さんが有名ですが、この「玉屋」さんはもう一つの花火屋「鍵屋」さんの番頭さんで、独立しましたが火災で焼けて一代限りで廃業したそうです。一方、「か〜ぎや〜」さんは現在の方が15代目です。



「ヒュ〜〜」と空気を切り裂く音、自然ではなく笛の音だったとは!色は **あか 黄 みどり 青** の他にも **ピンク レモン むらさき 水色** 等の間色もあり多彩です。又種類も多く夏休みの終わりに、
「宿題おわった?」の仕掛花火を見て、親子そろって「ドキッ」とするかも。

納涼等のイベントやドカンと一発景気付けのため、協賛企業からの寄付もありますが各自治体が多額の税金を使っている場合もあるため、震災の復興に使ったほうが良いと言う意見もあります。復興の速度も景気も三尺玉のようにスカイツリーを超えるほど上がってほしいものです。

ちなみに

(社)日本煙火協会が発行する「保守手帳」の所有者の方を俗に花火師さんと呼ぶそうです。
毎年講習のみで、全国で1万5千人(内女性は約千人)の方がいます。

< 斉 藤 >

QUESTION

東日本大震災からの復興施策としての復興増税が実施されると聞きました。
所得税において、どのような内容で、実施されるのでしょうか？

ANSWER

所得税の臨時増税は、復興特別所得税として、下記の内容で実施されます。

① 復興特別所得税の内容

a 納税義務者は？

所得税の納税義務者と源泉徴収義務者

(注) 法人も利子等及び配当等などについて所得税額に対する復興特別所得税を納付しなければなりません。

b 課税期間は？

平成25年分から平成49年分までの25年間

c 税額の計算は？

復興特別所得税の税額は、「基準所得税額」の2.1%です。

増税額（年間）＝ 基準所得税額 × 2.1 %

* 基準所得税額とは、1年間の全ての所得に対する所得税額(本税)です。

② 申告と納付の仕方

確定申告書の提出期限までに、確定申告書と併せて復興特別所得税申告書を提出し、所得税額と併せて復興特別所得税を納付します。

③ 源泉徴収と納付の仕方

所得税の源泉徴収をする者は、源泉徴収税額に係る復興特別所得税を合わせて徴収し、その法定納期限までに源泉徴収税額と併せて納付しなければなりません。



< 山 口 >

研 修 予 定

日	時	研 修 内 容	場 所	講 師	参 加 費
8月のテルモ経営研究会はお休みします。					

お客様をご紹介ください！

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします！

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。



◇◆◇ おもしろ雑学 ◇◆◇

【日本野球初期ルール】

明治の初期、米国人教師H・ウィルソンらによって伝えられた野球は当初はストライクゾーンが上・中・下に分けてあり、バッターの『じゃ今日は上で！』という申告によってその三つの中からストライクゾーンが決められていた。当時はフォアボールではなく九つのボールで塁に出るナインボールだった。ストライクも三つではなく、四つでアウトだった。

某雑学HPより(担当:小森)





休日カレンダー



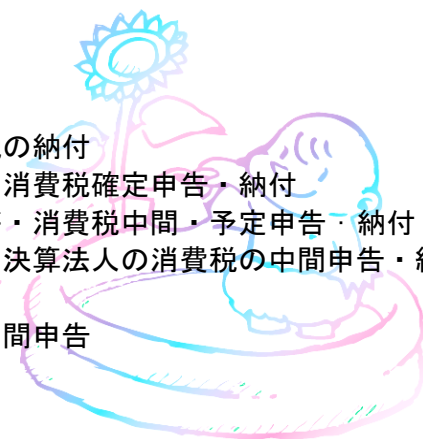
8 月（葉月）August

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4 村井、小林
5	6	7	8	9	10	11 廣川、山口
12	13	14	15	16	17	18 伊藤、原
19	20	21	22	23	24	25 田中、斉藤
26	27	28	29	30	31	

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ お盆も元気に営業しています。

8 月の税務

8 月 10 日 平成 24 年 7 月分源泉所得税・住民税の納付
8 月 31 日 平成 24 年 6 月決算法人 法人税等・消費税確定申告・納付
平成 24 年 12 月決算法人 法人税等・消費税中間・予定申告・納付
平成 25 年 3 月、24 年 12 月、9 月決算法人の消費税の中間申告・納付
個人事業税の第 1 期分の納付
個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告



あとがき

夏休みに入り、いよいよ夏本番！！毎日暑い日が続いていますが、皆様体調を崩されていませんか？

私自身は冷房が苦手なのであまり使いたくないのですが、さすがに扇風機では耐えきれずエアコンに頼る毎日です。先日は冷房を切り忘れて寝てしまい、夏風邪をひいてしまいました。節電のためにも体のためにも冷房の使いすぎは控えたいですね。

今年も全国的に熱中症になる人が多いようです。栄養と睡眠と水分をしっかりと取り今年の夏をのりきりましょう！

< 丸 山 >